

四日市市告示第511号

四日市市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年11月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る支援事業実施要綱（平成13年四日市市告示第328号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 から 1 1 まで （略）</p> <p><u>（令和2年10月の生活扶助基準の改正に伴う特例措置）</u></p> <p><u>1 2 令和2年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点においてこの要綱に基づく軽減又は法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費及び法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給により居住費の利用者負担額がなかった者のうち、引き続き第3条に規定する対象者に該当する者については、第5条第2項の規定にかかわらず、軽減割合を居住費以外にかかる利用者負担額については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担額につい</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 から 1 1 まで （略）</p>

<u>ては全額とする。</u> (有効期限) <u>13</u> (略)	<u>12</u> (略)
--	---------------

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の四日市市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る支援事業実施要綱附則第12項の規定は、令和2年10月1日から適用する。

(健康福祉部介護保険課)